

「会 員 資 格 と 会 費」

* 一般社団法人 秋田県損害保険代理業協会 定款（抜粋）

第 2 章 会 員

（会員及びその資格）

第 9 条 本会会員は、正会員、一般会員及び賛助会員とし、正会員をもって法上の社員とする。

2 正会員は、保険業法第 276 条により登録された損害保険代理店の代表者とする。ただし、必ずしも代理店主や法人登記上の代表者である必要はないものとする。

3 一般会員は、正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第 302 条により届出がなされた者とする。

4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助又は後援する法人、個人とする。

（入会の方法）

第 10 条 本会の正会員、一般会員、及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない

（入会金及び会費）

第 11 条 本会に入会する場合は、総会の決議を経て、別に定めるところにより入会金を納めなければならない。

（会員の権利義務）

第 12 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

【参考】

《正会員資格》

○保険業法第 276 条により登録された損害保険代理店（別個登録代理店を含む）の代表者（自然人で代理店主や法人登記上の代表者以外も可）

○勤務型代理店は除く

- ・代理店の統廃合等が進む今後の環境変化を踏まえ、募集従事者数に応じて区分・金額を設定することが合理的と考える（一律の会費設定で運営できている代協を否定するものではない）
- ・会費算出時の募集従事者数には、代理店賠償に合わせて、勤務型代理店を含むことを推奨
- ・代理店の要員規模が拡大していくことを念頭に会費上限額を設定することが望ましい

《一般会員資格》

○正会員（他代協の正会員を含む）が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第 302 条により届出がなされた者

○勤務型代理店（2014 年度第 8 回日本代協理事会にて決議済）

- ・正会員会費と重複して支払っていると誤認されることのないよう配慮する（正会員と所属代協が同一の場合、原則無しを推奨）
- ・金額は都道府県代協の実情に応じて設定

「入会金 および 会費」 (令和5年6月以降)

正会員	入会金 (入会年度のみ)		3,000 円	
	年会費	以下、正会員会費一覧 参照		
	政治連盟年会費	1名につき	2,000 円	※1
一般会員	年会費	1名につき	10,000 円	※5
賛助会員	年会費	法人	3口以上	30,000 円
		個人	1口	10,000 円

< 正会員会費一覧 >

代理店	募集従事者数	年会費	
専業	1名 ~ 3名	40,000 円	
	4名 ~ 6名	50,000 円	
	7名 ~ 9名	60,000 円	
	10名以上	70,000 円	
兼業	一律	40,000 円	※3

< 中途入会の正会員年会費一覧 > ※4

代理店	募集従事者数	入会月 (入会届を受理した月)			
		4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月
専業	1名 ~ 3名	40,000 円	30,000 円	20,000 円	次年度から 正会員会費 一覧の年会 費を集金い たします。
	4名 ~ 6名	50,000 円	38,000 円	25,000 円	
	7名 ~ 9名	60,000 円	45,000 円	30,000 円	
	10名以上	70,000 円	53,000 円	35,000 円	
兼業	一律	40,000 円	30,000 円	20,000 円	

※1 政治連盟会費は全国損害保険代理業政治連盟 (以後、政治連盟) の年会費です。政治連盟は政治資金規正法の適用を受ける個人加入の政治団体です。活動にご賛同いただきご入会された方にのみ発生します。別紙の『全国損害保険代理業政治連盟 ご加入のご案内』をご高覧ください。

※2 賛助会員は法人・個人ともに入会時期にかかわらず年会費を頂戴いたします。

※3 兼業代理店とは主たる業務が保険代理業ではない損害保険代理店を指します。兼業代理店でも主たる業務が損害保険代理業の場合は専業代理店となります。

※4 中途入会の正会員も入会金 3,000 円を頂戴いたします。

※5 秋田代協正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人として保険業法第 302 条により届出がなされた者を除く。